

令和7年12月1日

対馬市議会議長 春 田 新 一 様

産業建設委員会
委員長 糸 瀬 雅 之

委員会審査報告書

令和7年第3回定例会において本委員会に付託された事件は、閉会中の継続審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

1. 付託事件

事件番号	件 名	審査の結果
認定第7号	令和6年度対馬市水道事業会計決算の認定について	認 定
認定第8号	令和6年度対馬市漁業集落排水事業会計決算の認定について	認 定

2. 審査の概要

- (1) 審査月日 令和7年9月26日
- (2) 審査場所 対馬市役所豊玉庁舎 3階大会議室
- (3) 欠席委員 波田委員

3. 審査の経過 別 紙

別紙

審査の経過

令和7年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条第1項の規定により本委員会に付託され、閉会中の継続審査としておりました〔認定第7号〕及び〔認定第8号〕の2件について、その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により、次のとおり報告いたします。

本委員会は、9月26日、対馬市役所豊玉庁舎3階大会議室において、水道局桐谷局長及び山崎次長の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

〔認定第7号〕令和6年度対馬市水道事業会計決算の認定について、収益的収入の1款・1項・1目・給水収益は、令和6年度分の水道使用料で、料金収納率は、現年度分が97.78%、過年度分が46.55%となっております。2目・その他の営業収益は、量水器販売収益及び給水装置工事竣工検査手数料等、2項・2目・加入金は、52件の新規水道加入金、4目・他会計負担金は、企業債利子などに対する一般会計からの負担金、5目・長期前受金戻入は、補助金及び一般会計負担金等で取得した償却資産の減価償却見合い分を収益化したもので、6目・資本費繰入収益は、企業債元金に対する一般会計からの負担金であります。

収益的支出の1款・1項・1目・配水及び給水費は、職員10名分の人件費、水道施設の維持管理費、2目・総係費は、職員4名分の人件費、印刷製本費、通信運搬費及び委託料など事業運営及び管理に要する経費、3目・減価償却費は、固定資産の減価償却費、4目・資産減耗費は、資産の廃棄に伴う固定資産除去費、5目・その他営業費用は、貯蔵量水器を売却量水器へ振り替えた費用、2項・1目・支払利息は、企業債償還利子で、2目・雑支出は、過年度分水道料金の還付及び閉栓、漏水等による減額に係る費用、3目消費税は、令和6年度分の消費税確定納付税額、3項・1目・過年度損益修正損は、過年度分の未収水道料金を簿外債権に振り替えた費用であり、4項・1目予備費は未執行であります。

資本的収支の決算について、資本的収入は、1款・1項・1目・企業債及び2項・1目・簡易水道国庫補助金は、中西部地区簡易水道と中央地区簡易水道基幹改良事業に伴う企業債及び国庫補助金であります。3項・1目・他会計負担金は、建設改良に対する一般会計からの負担金、4項・1目・補償金は、国県道及び河川整備に伴う水道施設の補償工事に対する補償費であります。

資本的支出について、1款・1項・1目・営業設備費は、管理車両及びポンプなどの備品購入費、2目・施設整備費は、各水道施設の整備費、3目・簡易水道整備工事費は、中西部地区簡易水道、中央地区簡易水道基幹改良事業に係る事業費、2項・1目・企業債償還金は、企業債元金償還金で、令和6年度末の未償還残高は27億2,693万3,238円であります。

委員からは、老朽化に伴う施設整備は、優先順位を考慮して実施して欲しいなどの意見がありました。

[認定第8号] 令和6年度対馬市漁業集落排水事業会計決算の認定について、収益的収入は1款・1項・1目・漁業集落排水施設使用料は、令和6年度分の排水使用料で、料金収納率は100%であります。2項・2目・加入金は、1件の新規加入金、3目・他会計負担金は、高料金対策負担金に対する負担金、4目・他会計補助金は、施設の維持管理経費の不足分として、一般会計からの補助金、5目・長期前受金戻入は、補助金等で取得した償却資産の減価償却見合い分を収益化したものであります。

収益的支出について、1款・1項・1目・処理場費は、下水道施設の維持管理費、2目・総係費は委託料など事業運営費及び管理に要する経費、3目・減価償却費は、固定資産の減価償却費、2項・1目・支払利息は企業債償還利子、2目・雑支出は、過年度分排水施設使用料の還付に係る費用であります。

資本的収入について、1款・1項・1目・他会計出資金は、施設整備費、元金償還金に対する一般会計からの負担金です。

資本的支出について、1款・1項・1目企業債償還金は、企業債元金償還金で、令和6年度末の未償還残高は、1億1,166万8,222円であり

ます。

委員から、集落排水事業の今後の継続性についての考えを水道局に尋ねました。水道局の回答としては、現在、農林水産部基盤整備課にて、機能診断調査の業務委託を実施しており、どの規模の施設の改修が必要になるか、事業費など令和7年度中に成果品が提出される予定であり、継続する場合の改修費用、規模を縮小（ダウンサイジング）した場合の改修費用及び、ランニングコスト等を考慮し、個別毎の小型合併処理浄化槽の設置計画との比較検討がされ、その結果をもとに、方向性を検討するとのことでした。

以上、本委員会に付託されました〔認定第7号〕及び〔認定第8号〕の2件については、慎重に審査し、採決した結果、いずれも賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設委員会の審査報告といたします。